

第36回日本電気技術規格委員会 議事要録

1. 開催日時:平成17年6月3日(金)13:30~16:30

2. 開催場所:日本電気協会 4階 B・C会議室

3. 出席者:(敬称略)

【委員長】 関根(東京理科大学)

【委員長代理】 正田(東京理科大学)

【委員】 堀川(元大阪大学)

飛田(東京都地域婦人団体連盟)

宮野(元東京大学 朝田代理)

高橋(電力中央研究所)

笹山(東京電力 林代理)

渡辺(関西電力 岸田代理)

塩沢(中部電力 野嶋代理)

近藤(日本電機工業会)

矢田(電気事業連合会 小石川代理)

村岡(電気学会)

高山(日本電線工業会)

藤重(電力土木技術協会)

黒田(発電設備技術検査協会)

石丸(電気保安協会全国連絡会議)

山口(火力原子力発電技術協会)

西村(日本電設工業協会 榎本代理)

【委任状提出】 秋山(元東京大学)

野本(東京大学)

横倉(武蔵大学)

奥村(日本電気設備学会)

【欠席】 國生(中央大学)

武田(水門鉄管協会)

今永(原子力発電技術機構)

田中(日本鉄鋼協会)

【参加】 成瀬,栗原,山崎,銭(原子力安全・保安院 電力安全課),竹野

【説明者】 [送電専門部会] 長島(中部電力) 山本(日本電気協会)

[火力専門部会] 三明(東京電力)・澤崎(日本電気協会)

[需要設備専門部会] 野沢(東京電力),岡田(三機工業) 工藤(日本電設工業),金子,林(日本電気協会)

【委員会幹事】 蝦田(日本電気協会)

【事務局】 浅井,白川,池田,古川,田弘,佐野(日本電気協会)

4. 配布資料:

- 資料 No.1 第 35 回 日本電気技術規格委員会議事要録(案)
- 資料 No.2 日本電気技術規格委員会 H16年度 事業報告(案)
- 資料 No.3 日本電気技術規格委員会 H16年度決算
- 資料 No. 4-1 JESC 運営検討会 検討結果
- 資料 No. 4-2 JESC 委員会の体制と審議について rev2
- 資料 No. 4-3 JESC 機構規約改正案
- 資料 No. 4-4 「規格・基準等」の審議手順に係る要領 改正案
- 資料 No. 4-5 公開等に係る要領改正案
- 資料 No. 4-6 規約の改正案及び要領の改正案へのコメント
- 資料 No. .5-1 民間自主規格改定案に関する評価,承認のお願いについて
需要設備専門部会 (「JESC E0005(2000)内線規程」の改定について)
- 資料 No .5-2 「JESC E0005(2000)内線規程」の改定について関係事務局会議での
意見及びパブコメでの意見
- 資料 No. 6-1 民間自主規格改定案に関する評価,承認のお願いについて 送電専門部会
(「JESC E0009(2000)電力保安通信規程」の一部改定について)
- 資料 No. 6-2 「JESC E0009(2000)電力保安通信規程」の一部改定について
関係事務局会議での意見及びパブコメでの意見
- 資料 No. 7-1 民間自主規格改定案に関する評価,承認のお願いについて 火力専門部会
(「JESC T0003(2000)発電用蒸気タービン規程」の改定について)
- 資料 No. 7-2 「JESC T0003(2000)発電用蒸気タービン規程」の改定について
関係事務局会議での意見及びパブコメでの意見
- 資料 No. 8 要請した案件で継続検討になっている案件の状況報告及び最近の技術基準等の改正
の報告
- 資料 No. 9 日本電気技術規格委員会 委員名簿(2005-6-3 現在)
- 資料 No. 10 平成17年度 日本電気技術規格委員会での審議予定(H17-6-3 現在)

5. 議事要旨:

5-1. 委員出席数の確認

委員長の指示により委員会幹事が,出席者の確認を行い,定足数を充足している旨,
報告をした。その結果,委員長により委員会の成立が確認された。

現委員総数 :26名

委員会出席者:20名(委任状4名を含む。定足数の2/3(17名)以上)

(注;委員会出席数の確認後,2名の委員が出席され,22名の出席者となった。)

5-2. オブザーバー参加者の確認

(1) 電力安全課 成瀬課長他3名の参加者について,規約16条に従い確認された。また,

竹野氏が遅れているが参加の申し込みがあることが委員会幹事から報告され、参加が承認された。

(2) 電力安全課 成瀬課長から挨拶があった。

政府では、省エネの推進のため6月1日から軽装で執務している。本委員会の皆様にもご協力をお願いしたい。

昨年7月に着任して、何回か電気技術原子力規格委員会に参加させていただき、また、事務局とも議論させてもらっているが、民間規格を、どのように策定し、評価を行うか、特に規格を規制行政に取り入れる場合の体制整備をどうするかについては難しい面がある。即効的な解決策があるわけではないが、少しでも改善できるように検討している。JESCにおいても引き続き検討をお願いすることを期待している。

5-3. 第36回本委員会資料の確認

事務局から、資料の確認を行った。資料 No.4-1 から No.4-5 に関しては、会議開催通知に同封していたが、開催通知送付後のコメント等により修正したため差し替え版を配付していること、及び資料 No.4-6 にその変更点を纏めていることを説明した。また、資料 No.5-1 の内線規程の改定案については、会議開催通知に同封していた資料の表紙に一部落丁があったため、再配付したことを説明した。

5-4. 前々回第34回及び前回第35回本委員会の議事要録(案)の確認 (資料 No.1)

(1) 委員長から、「前々回議事要録(案)については、前回委員会で、各委員が持ち帰り内容を確認をお願いしていたが、委員の方から何かコメントの連絡があったか」との質問が、事務局にあった。

委員会幹事から、特にコメントは無かったことを報告した。委員長から、前々回議事要録(案)について承認の確認があり、特に異議は無く承認された。

(2) 前回議事要録(案)について、委員長から事務局に確認があった。委員会幹事から、今回の会議開催通知に、前回議事要録(案)を同封し、確認をお願いしたが、コメント等の連絡は無かったことを報告した。委員長から、前回議事要録(案)について承認の確認があり、特に異議は無く承認された。

5-5. 平成16年度の事業報告(案)について (審議案件;資料 No.2)

委員会幹事から、平成16年度の事業報告(案)について、その要点を説明した。委員長から承認の確認があり、特に異議は無く、本案は承認された。

5-5. 平成16年度決算について (報告案件;資料 No.3)

委員会幹事から、平成16年度の決算について事務局会議及び財務委員会で承認されたことを報告した。平成16年度は、予算案に対し、原子力発電技術機構の組織変更により分担金の減額があったこと、及び支出を削減したことを説明した。

5-6. JESC 運営についての規約，要領の改定について

(審議案件；資料 No.4-1 から No.4-6)

委員長の指示に従い，委員会幹事から JESC 運営に関する検討結果を資料 No.4-1 から No.4-6 で報告した。

- (1) 前回委員会で，JESC 運営に関する検討の中間報告を行い，課題に対する改定方針を承認いただき，その時のコメントも含めて具体的な規約改正案及び要領の改定案を作成した経緯を説明した。改定方針と対比させて規約及び要領の改定案を説明した。
- (2) 専門部会の委員と委員会委員を兼務している方の委員会での議決の参加について，具体的な改定案に対し，関係事務局会議で代理者の資格について議論があり，「規格基準等」の審議手順に係る要領の「委員会における審議」の d) 項に，「委員が代理者を出席させた場合，委員の資格によって議決への参加の有無を判断する。」を追記したことを報告した。
- (3) 本説明について，委員から「・・・を判断する。」とは誰が判断するかを明確にする必要があるのではないかとコメントがあり，審議を行った。その結果，要領の当該項を「・・・は委員の資格による。」との表現にすることになった。
- (4) 委員会幹事の説明後，委員から要領の「5. 異議申し立てへの対応」で苦情，異議，告発の申し立て者が不利益を被らないようにする必要があるとの意見があった。
- (5) 本件について審議の結果，「氏名を公表しない」等の申し立て者の保護について記載することになった。この保護に関する具体的な記載については，委員長と事務局に一任することになった。

以上の審議の後，委員長から今回の規約及び要領の改定案について承認の確認があり，特に異議は無く承認された。

この承認により，規約及び要領の改定案は，7月1日から施行することになったが，本日の評価案件の規格の審議は，新規約に準じ，専門部会の委員と兼務される委員は，当該議決には参加しないことにした。

5-7 「JESC E0005(2000)内線規程」の改定について (評価案件 資料 No.5-1, 5-2)

事務局より，需要設備専門部会から「JESC E0005(2000)内線規程」の改定案の評価・承認依頼があったことを報告し，関係事務局会議での議論及びその後の関係団体からの意見を資料 No.5-2 で報告した。

- (1) 関係事務局会議では特にコメントはなかった。
- (2) パブコメを4月22日から5月25日まで実施したが，コメントはなかった。
- (3) 需要設備専門部会の委員と兼務されている委員会委員は3名であることを報告した。
- (4) 関係事務局会議後，関係団体からの意見が2件あった。
 - a. 日本電気計器検定所から，「数値の3桁毎の区切りについて ISO 等にしたがい，「，」での区切りは行わないようにしたらどうか」とのコメントがあった。

調査の結果、JIS、ISO では3桁毎の区切りはスペースによることになっているが、文化庁の公文書の記載方法は、現状「,」で区切ることになっている。日本国内では「,」による区切りが一般的なため、JESC としては、数値の3桁毎の区切り方法は定めず、専門部会で当該規格の使用法、他の規格との整合性等を考慮して定めることにしたい。なお、コメントの内容、ISO、JIS の規定等の内容を専門部会に連絡する。

- b. 電気工事技術講習センターから、「単相3線式分岐回路の施設に伴う幹線部分の負荷の平衡に関する配慮を注としてしてはどうか」とのコメントがあった。これについて、幹線部分の負荷の平衡に関する配慮は、今回の改訂で 130 5-1 条の注3として記載している旨、説明を行った。

その後、需要設備専門部会から E0005(2000)内線規程の改定内容を説明した。以下のコメントがあった。(Q;質問, A;回答 以下同じ)

Q1; 前書きに「指定調査機関」との表記があるが、現在は、「登録調査機関」となっているので修正すること。

A1; 修正する。

Q2; 配付資料では、「 PSE」や「 PSE」となっているが、発行の段階で修正すること。

A2; ワープロの関係で、ご指摘の表示になっているが、発行段階で修正する。

Q3; 規程では、「義務的事項」「推奨的事項」等、規定レベルを明確にしているが、例えば住宅の場合、「義務事項」の条項を守っていないときには、業者に改造を要求できるのか？

A1; 「E0005(2000)内線規程」はあくまで民間規格であるため、法的な強制力はなく、あくまで施主と業者の契約にしたがうことになり、改造の要否は個々の契約条件によることになる。

以上の審議の後、委員長から「E0005(2000)内線規程」の改定提案について評価を終了し承認したいとの提案があった。その結果、特に異議は無く承認された。

また、委員長から関係団体からの意見について、回答を連絡するよう指示があった。

5-8 「JESC E0009(2000)電力保安通信規程」の一部改定について

(評価案件 資料 No6-1, 6-2)

事務局より送電専門部会から「JESC E0009(2000)電力保安通信規程」の改定案の評価・承認依頼があったことを報告し、関係事務局会議での議論及びその後の関係団体からの意見を資料 No.6-2 で報告した。

- (1) 関係事務局会議では3件のコメントがあった。
- (2) パブコメを4月22日から5月25日まで実施したが、コメントはなかった。
- (3) 送電専門部会の委員と兼務されている委員会委員は1名であることを報告した。

- (4) 関係事務局会議及びその後の関係団体からの意見を以下に示す。
- a. 電気学会から「引用規格として JEC-210(1981)を呼んでいるが、JEC-210(1981)は近々改定されるので、影響ないか確認すること」とのコメントがあった。改訂版の内容を確認した結果、引用部は従来と同じで影響はないことを確認した。
 - b. 「JEC-210(1981)は絶縁耐力の規定は、耐力の規定ではなく試験方法の規定なので表現を見直すこと」とのコメントがあり、「JEC-210 に規定された試験方法」という旨に表現を見直した。
 - c. 数字の3桁毎の区切りの表記のコメントは、「E0005(2000)内線規程」でのコメントと同じである。

以上の報告の後、送電専門部会から、「E0009(2000)電力保安通信規程」の一部改定の内容説明をおこなった。以下にコメントを示す。

Q1; JEC-210(1981)が改定されるのかわかっているのであれば、参考規格の JEC-210 を新規格にしたらどうか？

A1; JEC-210(1981)の改定版は電気学会に確認したところ、今年末頃に発行される予定である。当該規格の改定版が発行される前に「E0009(2000)電力保安通信規程」それを織り込むことは出来ない。ただし、「E0009(2000)電力保安通信規程」改訂版が発刊までに、当該規格の改定版が発行されれば、それを織り込んだ上で発刊することにしたい。

注;電気学会に委員会後に規格番号を確認したとこと、改定版発行時に、規格番号(JEC-210)を現在の3桁から4桁への振直しを行う予定で現在規格番号は未定とのことである。

以上の審議の後、委員長から「E0009(2000)電力保安通信規程」の一部改定提案について評価を終了し承認したいとの提案があった。その結果、特に異議は無く承認された。

5-9 「JESC T0003(2000)発電用蒸気タービン規程」の改定について (評価案件 資料 No7-1,7-2)

事務局より、火力専門部会から「JESC T0003(2000)発電用蒸気タービン規程」の改定案の評価・承認依頼があったことを報告し、関係事務局会議での議論及びその後の関係団体からの意見を資料 No.7-2 で報告した。

- (5) 関係事務局会議では4件のコメントがあった。
- (6) パブコメを4月22日から5月25日まで実施したが、コメントはなかった。
- (7) 火力専門部会の委員と兼務されている委員会委員はいないことを報告した。
- (8) 関係事務局会議及びその後の関係団体からの意見を以下に示す。
 - a. 「材料の規定で「その評価」とは何を意味するのか？」との質問があった。計算上の応力が許容応力を超えていないことの意味であるとの回答が行われた。
 - b. 「提案規格は、平成15年度の解釈改正要望が反映される前提で作られて

いるが、解釈が改正されなかった場合どうするのか？」とのコメントがあった。規格発行までには、印刷等の作業のため発行は10月頃になる予定であり、改正されなかった場合は、現解釈に戻して発行する予定であると回答した。

- c. 「材料の規定は、解釈の規程と整合しているのか？」とのコメントがあったが、解釈の規定に抵触するものはないと確認した。
- d. 数字の3桁毎の区切りの表記のコメントは、「E0005(2000)内線規程」でのコメントと同じである。
- e. 発電技検から「2.11.2 圧力・温度の変動と許容応力」項に、「その評価」との記載があるが、評価について解説が必要と考える。」とのコメントがあった。本件については、JIS から引用した計算式での評価の意味である。具体的には、火技解釈第4条第1項の考えを引用する記載とすることで対応する。

以上の報告の後、火力専門部会から、「T0003(2000)発電用蒸気タービン規程」の改定の内容説明を行った。以下にコメントを示す。

- Q1; 発電用蒸気タービン規程は従来の3規格を統合した形である。規格を使用する人が間違った場所をあわてて参照するような使い勝手の悪い規格になっていないか？また、第3章にタービンロータの非破壊規定で計算式を追加しているが、式の使い方ケアレスミスを起こさないように気をつける手段を考慮すること。
- A1; 規格の統合については、実際に現場で使用する人にアンケートを取って統合の希望が多かったので、第8回火力専門部会で議論し、使い勝手を良くするために行ったものである。なお、この規格の発行時には、3規格を統合したことを関係者に説明する予定である。

以上の審議の後、委員長から「T0003(2000)発電用蒸気タービン規程」の改定提案について評価を終了し承認したいとの提案があった。その結果、特に異議は無く承認された。

なお、解釈の改正要望の先取りについては、当該規程の発行時に解釈の改正状況を事務局から委員長に報告し、当該規程をどうするか確認して発行することにした。

5-10 その他

その他の項目として、以下の事項を委員会幹事から報告した。

- (1) 国に要請した案件で、継続検討になっている案件の状況を資料 No.8 に示す。前回委員会以降も、電安課に説明を精力的に行っているが、経済産業公報で改正が公表されたものは無い。
- (2) 前回委員会で承認いただき、委員の皆様にも再任の依頼を行った。6月3日現在の委員名簿を資料 No.9 に示す。
- (3) 平成17年度に予定している規格案件の審議予定表を資料 No.10 に示す。次回の委員会では、多数の案件の審議が予定されている。

6. 次回 JESC の予定について

次回の JESC では、一部変更の可能性はあるが資料 No.10 に示す案件の審議を予定している。次回は、9月の開催を予定しているが、7月、8月と夏休みもあるので、詳細な日程は調整して後日連絡したい。

以上